

新型コロナウイルス感染拡大に伴う一部業務の縮小について

令和4年1月20日

令和4年に入り新型コロナウイルスは感染力の強い変異種であるオミクロン株により日々感染が拡大している状況下であり、1月19日現在で政府に対し福島県から「まん延防止等重点措置」の適用要請が行われ、特に南相馬市を含む都市部を対象地域とすることが検討されている状況下にあります。

当消防本部では当管内の感染拡大状況を考慮し、救急や火災をはじめとする災害出動を除く通常業務について下記による一部の業務を縮小することといたしました。

これにより住民の皆様にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、消防職員が感染者となり、出動体制や救急・災害活動に支障を来すことのないよう万全の態勢で感染防止対策に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 中止又は縮小・延期等をお願いする業務

(1) 避難訓練等の立会いについて

- 防火対象物等独自での実施（自主訓練）をお願いします。
- 自主的に避難訓練等を行った場合でも実施届は提出して下さい。

(2) 応急手当・普通救命講習・救急講話等について

- 資格取得や就職・職務等により特別に必要な場合は個別にご相談ください。

(3) 消防庁舎等の見学・視察・職場体験について

- 各消防署・消防分署での見学・職場体験当は当面の間ご遠慮ください。
- 南相馬市防災センターも休館となっていますので、個人での見学もご遠慮ください。

(4) 消防用設備・危険物施設等の検査について

- 設備・施設等の内容により個別に調整しますので、消防本部予防課又は各署・分署の予防係にお問い合わせください。
- 検査等に係る事前協議についても可能な限り非対面とするため、上記と同様にお問い合わせください。

2 各種届出書等の提出方法の変更について

- (1) 避難訓練や防火管理関係の届出書等は郵送可能とします。
- (2) 消防用設備・危険物施設等の各種届出は一部郵送可能としますが、消防本部予防課又は各署・分署の予防係にお問い合わせください。

3 その他

各種外部団体での会議等については、可能な限り WEB 等での実施をお願いしています。また、飲食を伴う各種会合への出席は遠慮させて頂いておりますので、ご理解の上ご配慮いただければ幸いです。

相馬地方広域消防本部